

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
企業間連携は積極的に進め、お互いに補完しあえる関係づくりに寄与します。
- b. IT 実装支援（共通EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
積極的に自社社員に外部研修などに参加させ情報収集を図り、
全社員 IT 人財育成に取り組みます。
またサイバーセキュリティ対策の助言支援は専門家の意見を取り入れ、
必要な設備投資を進めていきます。
- c. 専門人材マッチング
中小機構、名古屋市産業振興公社、商工会議所などから専門家支援を適宜受け、
事前に必要な対策を打つようにします。
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
弊社の社会的使命である“豊かな社会を未来につなぐ”の元、
工場環境を環境負荷ゼロを目指し以下の認証を取得し事業活動をしております。
引き続き、全社運動で更なる改善をしていきます。

●グリーンプリンティング(GP)認定工場

富士凸版印刷株式会社は 2021 年 6 月にオフセット印刷部門、グリーンプリンティング工 場として認定されました。認定基準は 70 項目に及び、有害物質の削減、省資源、省エネルギー、物質循環・生物多様性の保全、取組みの継続性・改善性等の観点から具体的な内容が設定されています。また法令や条例に対する遵法はもちろん、地域住民への環境影響（悪臭、騒音、振動等）を未然に防ぐ対策を盛り込んでいるほか、VOC 発生などの大気汚染防止、廃棄物削減、リサイクル推進、地球

温暖化防止など、地球規模での環境対応を基準化しています。労働安全衛生の配慮、緊急時対応の基準が追加されるなど、この基準は随時見直されています。

●ノン VOC インク

大気汚染の原因となる VOC（揮発性有機化合物）を発生しない、植物油由来のノン VOC インクを使用しています。

●有害物質の削減(スター付き資材の使用)

印刷資材はすべてグリーンプリントイング資機材認定製品ワンスター以上の製品を使用。

環境に配慮した資材、機械の購入方針を立て、有害物質を含まない資材購入を推進しています。

●現像レス刷版

刷版（印刷の絵柄を写し出すプレート）は現像レスのため、特定産業廃棄物に指定される廃液を出しません。

●損紙・古紙のリサイクル

印刷工程で発生する損紙は古紙のリサイクル率 100%です。

●ウエスの再利用

印刷工程でのインクのふき取りなどに使用するウエスは使用済みウエスを再生・再利用しています。

●湿し水の回収

非画線部へのインクの付着を防ぐ湿し水は、使用後廃棄物処理業者により回収。適切な処理により水質汚染を防いでいます。

●再エネ 100 宣言 RE Action

再エネ 100 宣言 RE Action は、企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を 100% 再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ 100% 利用を促進する新たな枠組みです。事業活動で消費する電力を、再生エネルギー 100% で行っています。

●FSC®認証

FSC® の原則と基準に則り、適切な森林管理がなされていると認証された森林の林産物を、製品の製造、加工、流通の全ての過程において、適切に管理・使用し作成された製品であることを認証するマークです。

●SBT 認証

2015 年のパリ協定で定められた産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2 度未満に抑え、平均気温上昇 1.5 度未満を目指します。

●環境負荷低減活動

環境負荷低減活動手順書に基づき、室温管理、照明管理を行っています。また境配慮型車両の導入とアイドリングストップなどのエコ運転を推進し、地球温暖化に貢献しています。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

●自転車通勤者に対し通勤手当満額支給 (CO₂ 削減・健康増進)

●健康診断一元管理・要注意者に保険指導

●有給休暇 5 日以上取得率 100%

●毎週水曜日 朝礼で一斉体操

●定時デー設置及び実施 他

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、型の管理は自社で行い、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。手形決済はしません。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

令和5年7月19日

富士凸版印刷株式会社 代表取締役 山本 登美恵

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。